

# 柳川市生涯学習まちづくり人材バンク制度実施要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、市民の学習環境の整備を進めるため、貴重な経験、豊かな知識及び技能等を持ち、社会参加に意欲のある人材を柳川市生涯学習まちづくり人材バンク（以下「人材バンク」という。）へ登録し、市民からの学習指導の要請に応じて積極的に活用することにより、多様な学習機会を提供し、市民の自発的な学習や活動の充実を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録者 第5条に規定する人材バンク登録台帳に登録を受けた者をいう。
- (2) 指導者 前号に定める者が学級、講座、サークル活動の指導の依頼を受け、その指導に当たる者をいう。

## （登録の要件）

第3条 人材バンクの登録対象者は、生涯学習のそれぞれの分野での経験、知識又は技能等を有し、指導者として生涯学習の充実、発展に尽くす意志を持つ者で学習者からの要請に応じて直接、指導にあたることができる者とする。

## （登録の手続）

第4条 人材バンクへの登録は、前条に定める者からの申込みにより行うものとし、人材バンク登録申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出しなければならない。

## （登録）

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、必要事項を速やかに人材バンク登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録しなければならない。

## （登録の禁止）

第6条 教育委員会は、次の各号に掲げる者は人材バンクへ登録することができない。

- (1) 特定の政治団体への勧誘や宗教活動を行う者。
- (2) 公序良俗に反する活動を行う者。
- (3) その他特に教育委員会が認めた者。

## （登録の取消）

第7条 登録者が、登録の取消しの必要が生じたときは、速やかに人材バンク登録抹消届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録者が適格性を欠くと認められたときは、登録を取り消すことができる。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録台帳に登録後、名義等の登録事項に変更が生じたときは、速やかに人材バンク登録変更届(様式第4号)を教育委員会へ提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第9条 登録台帳に登録された内容の登録有効期間は、登録の日の属する年度の開始の日から3年を経過する日までとする。

2 教育委員会は、登録期間満了となる者については、期間満了前に人材バンク登録有効期間満了通知書(様式第5号)による登録者に通知するものとする。

(登録台帳の保管)

第10条 登録台帳は、教育委員会が保管する。

(登録台帳の公開)

第11条 登録台帳は、公共機関での閲覧、ホームページによる公開等のほか第1条に定める目的を達成するのに有効な方法により広く市民に公開する。

(利用方法)

第12条 市民は、登録者へ依頼しようとするときは、原則として、登録者との直接の交渉により依頼するものとする。

(指導者の職務)

第13条 指導者は、学級、講座、サークル活動等の指導者として指導及び助言にあたるものとする。

2 指導者は前項に定める指導及び助言をするときは、政治活動、宗教活動及び営業活動に関する指導及び助言を行わないものとする。

(指導に要する経費)

第14条 指導者による学習指導に必要な交通費、指導料及び教材費等の経費については、依頼者側の負担とする。

(教育委員会の責務)

第15条 教育委員会は、人材バンクに関する情報を提供し、又は相談に応ずるものとする。

(個人情報の保護に係る措置)

第16条 教育委員会は、登録者の情報等について、情報の提供方法その他必要な事項を定める等個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第17条 柳川市生涯学習まちづくり人材バンク制度実施要綱に関する庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、平成21年12月28日から施行する。